

令和4年度金山町農業者原油価格等高騰対策 支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化するコロナ禍の影響に加え、原油価格上昇により燃油経費が増幅し、農業用資材や燃料、肥料などの価格高騰により、農業所得に影響を受ける町内の販売農家に対し、農業経営の継続を支援するため、金山町補助金の交付等に関する規則(昭和48年金山町規則第11号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で支援金を交付する。

(定義)

第2条 前条の販売農家とは、町内で水稲若しくは畑作物を生産し、生産物の一部又は全ての生産物の販売を行う農業者若しくは原則として3戸以上をもって構成する共同体、又は法人格を有する団体とする。

(交付対象者)

第3条 交付の対象者は、町内に住所又は事務所を有し、実質的に水稲又は畑作物を耕作している販売農家(農業所得の確定申告を行っている、且つその収入が50万円以上である者及び町税等を滞納していない者に限る)とし、令和5年に水稲又は畑作物の作付けを行い、営農を継続する販売農家とする。但し、次世代人材投資事業の交付を受けている販売農家は交付対象者から除くものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、農業申告の販売金額の4%の額とし、千円未満は切り捨てる。

2 支援金の交付上限金額は、30万円とする。

(交付の申請)

第 5 条 交付を受けようとする者は、申請に必要な書類（令和 3 年分の確定申告書類の写し等）を添付し、金山町農業者原油価格等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）を町長に申請しなければならない。

(交付の決定及び支払)

第 6 条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査した上で支援金の交付の決定を行い、金山町農業者原油価格等高騰対策支援金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の交付の決定を行ったときは、速やかに当該支援金を申請者に交付する者とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 4 年度に限り適用する。